



本に親しむ機会を

子どもたちが本に親しむ機会を提供するため、6つのボランティアグループのみなさんの協力をいただきながら、毎月のおはなし会や図書館講座、図書館まつり等を開催しています。

ここでは、ボランティアグループと活動の様子を紹介します。

ボランティアグループ

- **やまんば**
一番歴史の長いボランティアグループ。語りや素話を聞かせてくれます。
- **カントリーマアム**
主に絵本の読み聞かせをしてくれます。図書館以外に小・中学校でも活動をしています。
- **パネルシアターおもちゃ箱**
パネルシアターを専門。たくさんの種類の楽しいお話を聞かせてくれます。
- **紙芝居みちくさ**
紙芝居専門のグループ。本とはまた違った楽しさが子どもたちを惹きつけます。
- **絵本をたのしむ会**
絵本を楽しみながら読み聞かせの活動も行います。
- **ボランティアのこのこ**
小・中学生のボランティア団体。読み聞かせや紙芝居等、図書館司書と一緒に子どもたちが実演します。



このこのメンバー
(岡部さん、本間さん、菫浦さん)

小学生から中学生までのメンバーで活動しています。毎月のおはなし会や図書館まつり等のイベントで司会をしたり、読み聞かせやクイズ、折り紙を教えたりしています。毎回、友達とどんな会にしようか考えたり、読み聞かせの練習をしたりするのが楽しいです。

活動の様子

夏休みに行われた図書館講座の工作の様子。友達と楽しくストローロケットを作っています。



読み聞かせの様子。子どもたちは物語に引き込まれるように聞き入っています。



図書館まつりの折り紙制作の様子。一緒に折り紙をしながら親子で楽しいひと時を過ごしています。



図書館からみなさんへ

みなさんは図書館を利用したことがありますか。貸出冊数が県内1位になりましたが、図書館を利用したことがない人、あまり利用しないという人も多いのではないのでしょうか。図書館を利用しないことはもったいないことです。図書館にはみなさんの生活を豊かにする様々な利用の仕方や魅力があります。図書館の揃える様々な専門の本や豊富な資料は、みなさんの疑問をきつと解決できるでしょう。小さなお子さんをお持ちの方は、お子さんへの絵本の読み聞かせを通して親子で楽しい時間を過ごすことができます。日々忙しく過ごす方も、ゆつたりとした図書館の空気の中、くつろぎながら本を読むことでリラックスすることができると良いでしょう。他にも自分のだけのお気に入りの1冊を探す等、たくさんの魅力があるでしょう。しかし、図書館の魅力を感じるには一度足を運んで体験してみたいことには始まりません。ぜひこの機会に一度、図書館へ足を運んでみてはいかがでしょうか。



県立長野図書館と長野県図書館協会がまとめている長野県公共図書館概況(公共図書館の統計)が発表され、平成28年度の原村図書館の住民一人当たりの本の貸出冊数が15.8冊となり、県内単独1位になりました。

図書館の住民一人当たりの本の貸出冊数は、平成22年度は14.9冊で県内3位。平成25年度は15.5冊へ増加し県内2位。昨年発表の平成27年度は16.3冊で富士見町と同率1位となりました。

原村図書館貸出冊数県内1位

～1番の図書館へお出かけください～

貸出冊数が伸びた要因

原村図書館は「生涯学習の拠点」として村民に親しまれる図書館「村民と共に育てる図書館」を目指して平成8年に開館しました。開館以来、読書推進活動やボランティアの育成に力を入れてきました。このような読書推進活動が実を結び、住民のみなさんが本に親しむ機会が増えたことが今日の「県内1位」という結果が得られた要因とみています。

読書推進活動

図書館では、読書推進活動として様々な活動を行っています。ここで3つの活動を紹介します。

○読みたい本を手元に

みなさんの読みたい本が手元に必ず届くよう努めています。読みたい本が館内になくときは、諏訪地域公共図書館情報ネットワークにより、諏訪6市町村の図書館が所蔵する約66万冊の本の中から読みたい本を取り寄せることができます。また、限られた予算の中で毎週何冊もの新刊本を購入しています。読みたい本がある場合は図書館へお越しください。

○生涯学習を推進

生涯学習の拠点としてみなさんをサポートしています。調べものがあるときは、ぜひ図書館へ足を運んでください。必要な本を探しただけではなく、資料の提供や調査の相談をお受けする等のお手伝いもしています。

また、図書館のくつろぎスペースには、みなさんの成果を村内のみなさんへ発信できる展示コーナーを設けています。みなさんの学習の成果や作品を展示していただきます。ぜひご覧ください。



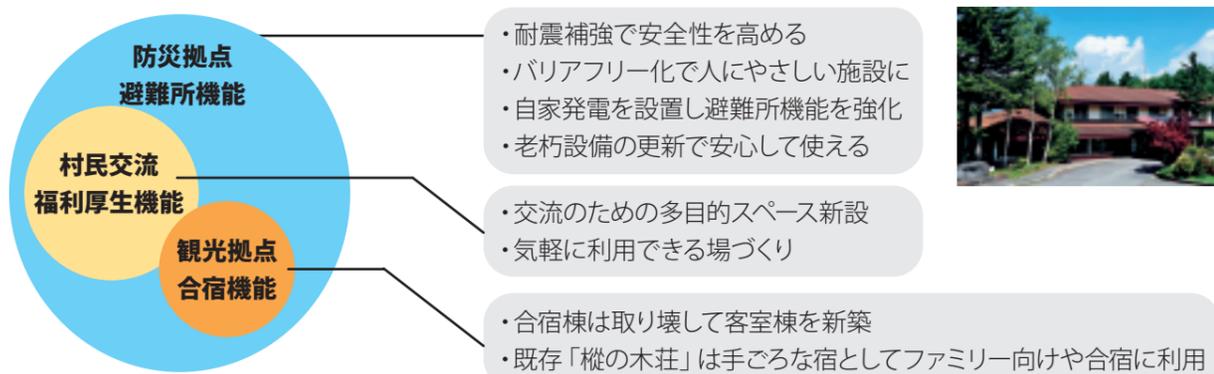
展示コーナー

○本に親しむ機会の提供

毎月のおはなし会や図書館講座、図書館まつり等を開催し、子どもたちが本に触れる機会を作っています。小さいころから本に触れる機会を作ることによって読書の楽しみを知り、大人になっても生涯本に親しむことにつながります。これらの活動には図書館登録団体の6つのボランティアグループの協力があります。

3.整備の考え方...既存建物を活かしながら3つの機能を持つ複合施設へ

○重点的な3つの機能



○縦の木荘平面図と各建物の整備の方向性

本館は改装し2階を合宿やファミリー利用向け客室に。1階には住民が集まるフリースペースを設置。新しい客室棟は木造平屋建てで2~4名で利用できる8室、計約120坪を検討しています。



工事内容と必要経費

A.改修工事
(耐震補強工事及び内外装改修工事)
推定工事費 2億9千万円

B.新築工事
(合宿棟撤去造成工事及び客室棟新築工事)
推定工事費 1億9千万円

A+B 概算工事費合計 4億8千万円
(算定資料:国土交通省、(財)建設物価調査会)

4.建設に伴うコンセプト...これからの縦の木荘の役割は「原村の魅力を伝える」こと

- ・誰もが気軽に集える憩いと交流の場所
- ・周囲の景観と調和した静かで落ち着いた場所
- ・静かな自然に囲まれた高原の温泉宿
- ・満天の星、星の降る里を堪能

住民説明会でいただいたご意見等

- ・村の魅力を発信する施設であり、憩いの場としての空間整備を
- ・収益予測をより良いものにすべき
- ・もみの湯と連携した施設づくりをのぞむ
(平成29年10月10日開催)

5.今後の予定

- ・平成29年度12月議会に縦の木荘改修についての実施設計補正予算を計上
- ・平成30年度当初予算に縦の木荘改修についての予算を計上
- ・平成30年5月~平成31年3月は工事のため休館
- ・平成31年4月オープンを目指す

6.将来の検討事項

耐震補強を行っても建物自体の耐用年数には影響がなく、耐用年数の満了する約30年後には建て替える必要があります。
参考金額として、仮に現在の縦の木荘と合宿棟と同規模の施設(1,732㎡)を新築する場合は、撤去・新築・外構を合わせて現在の試算で約12億円必要と考えられます。

今後とも縦の木荘の耐震補強・改修工事につきまして、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

商工観光課 商工観光係 ☎79-7929

レストハウス 縦の木荘 耐震補強・改修計画について

~おもてなしの心で改修、防災や交流の拠点に~

1.これまでの経過...住民アンケートから第2回住民説明会まで

平成25年	11月	・住民アンケートを実施し、アンケート結果では63.7%の方が存続に賛成
平成26年	3月	・村民懇談会
	11月17日	・縦の木荘検討委員会で6回にわたり検討後「新築が望ましい」との答申
平成28年	8月1日	・縦の木荘建設委員会で10回にわたり検討後、最終案を報告
平成28年	8月	・第1回目の住民説明会を開催 ・村の財政状況を鑑み計画の見直しを行うことを決定 ※縦の木荘建て替え計画の見直しについては、村ホームページの他、広報はら平成28年12月号に詳細が掲載されています。
	11月	・縦の木荘の現状や改修可能かを判断するため耐震診断の実施を決定
平成29年	7月~9月	・耐震診断の結果を受け建設委員会で再検討 ・建設委員会より「残せるものは残して、改修する」ことが提案される
	10月2日	・建設委員会で意見が集約される
	10月6日	・村議会の全員協議会で報告
	10月10日	・第2回目の住民説明会を開催

2.現状と課題...耐震診断によって浮かび上がる縦の木荘の姿

○縦の木荘の耐震診断実施とその結果

平成29年3月に耐震診断を終了し、その診断結果は耐震補強が必要ではあるが、思ったよりも状態が良いことが判明しました。平成29年7月の「縦の木荘建設委員会」では診断結果を報告するとともに、村の財政状況を鑑みできるだけ経費をかけないスリムな宿泊施設の検討を依頼しました。「既存施設の耐震補強及び改修」または「規模縮小での新築」という方向性で再検討されました。

村からは重点となる3つの機能と、経費として当初計画の半分以下である5億円を目安として提案いたしました。

○耐震補強以外に改修すべき部分

縦の木荘は建築後40年以上が経過し、老朽化の目立つ部分が多い他、厨房設備等の改善が必要です。

サービス面では空調が不十分で、夏暑く冬寒い、各部屋にトイレがないといった問題があります。

縦の木荘の耐震結果

階	場所	1s値
1	南北方向	0.30
	東西方向	0.27
2	南北方向	0.90
	東西方向	0.58

1s値とは、構造耐震指標のことをいい、「0.6以上あれば倒壊、または崩壊する危険が低い」とされています。

縦の木荘を補強するにあたり、1s値0.8以上を見込めば、30年程度の延命が可能と判断されました。



傷みが目立つ本館の屋根



老朽化した合宿棟



冬の季節!!

道路の除雪作業にぜひ協力を!

村では、冬期間、住民のみなさんの生活に欠かすことのできない主要な道路の通行障害を取り除くため、除雪計画を策定し出動体制を整えています。
今年度の除雪路線(村道)の総延長は、96・8 kmです。
生活道路の確保に努めます。

今年度の除雪体制

- 第一次除雪
降雪量が10 cm以上になった場合、除雪作業を行います。
(61路線 55・8 km)
 - 第二次除雪
積雪量が25 cm以上になった場合、除雪作業を行います。
(21路線 17・9 km)
 - 第三次除雪
積雪量が50 cm以上になった場合、除雪作業を行います。
(59路線 23・1 km)
- 主要村道の路面が凍結した場合は、融雪剤の散布を行います。
- 作業は朝の通勤・通学時間やセロリン号の運行時間に間に合わせるため、深夜から朝方にかけて行います。



スムーズに除雪作業を進めるために
みなさんのご協力をお願いします

路上駐車はしないで

1台の車が路上駐車していることにより、その路線地域全体の除雪ができなくなる場合があります。道路に車を放置したり、車庫代わりにしないてください。

道路に雪を出さないで

除雪車が除雪した雪や、玄関前、屋根などの雪を、道路に出さないでください。

除雪車へは近づかないで

除雪車は作業中に前進・後退を繰り返すことがあります。除雪車に近づくことは非常に危険です。

また、子どもが除雪車の近くで遊んでいるのを見かけたなら注意してください。

垣根や立ち木にも注意を

垣根や立ち木の枝が除雪作業に支障をきたす場合があります。長くなった枝は、切り落とすなどしてください。

出入り口の除雪は各ご家庭で

「除雪車が出入り口に固い雪を置いていくので困る」という苦情があります。道路の除雪作業にはみなさんのご協力も必要です。ご迷惑をおかけしますが、出入り口にたまった雪は、各ご家庭で処理してください。よろしくお願いいたします。

歩道、消火栓、防火水槽の除雪は地域のみなさんで

歩道、消火栓、防火水槽の除雪作業は地域のみなさんでお願いします。

道路が滑りやすくなっています

除雪直後の道路はとても滑りやすくなっています。歩行者も運転手も交通マナーを守り、通行には十分に注意してください。

除雪作業が遅れる場合もあります

村道などの、早朝の除雪作業はなるべく早い時間帯に実施するように努めていますが、降雪時間、積雪状況などによって時間帯が遅れる場合がありますのでご了承ください。

危険箇所には目印を

除雪作業中には、雪に隠れて危険箇所の確認が十分にできない場合があります。注意して作業していただきたい場所や構造物がある場合は、確認しやすい表示をお願いします。

冬期間のごみ捨てについて

収集日の前日や夜間にごみを出すと、除雪の障害となったり、ごみが雪に埋もれてしまい収集に支障をきたす場合もあります。ごみは必ず収集日当日の朝、決められた時間内にお出しください。

除雪作業をスムーズに行うためには、みなさんのご理解とご協力が欠かせません!
みんなでルールを守って安全に冬を過ごしましょう。

除雪路線図

- 原村除雪路線
 - 第一次除雪路線 (実線)
 - ※概ね10cm以上の積雪により出動
 - 第二次除雪路線 (点線)
 - ※概ね25cm以上の積雪により出動
 - 第三次除雪路線 (緑線)
 - ※概ね50cm以上の積雪により出動
- 長野県除雪路線 (赤線)

【村道】

役場建設水道課建設係

☎79・7921 (直通)

【県道】

諏訪建設事務所維持管理係

☎57・2937 (直通)

平成30年度 固定資産税の償却資産の申告

事業を営んでいる方は、毎年1月1日現在における村内の償却資産の所有状況を1月末までに申告していただくことになっています。平成30年1月1日現在、償却資産を所有し、事業を営んでいる場合は、**個人事業主の方**も対象となるため、期限内に償却資産の申告をお願いいたします。

●償却資産とは

償却資産とは、事業を営む個人や法人がその事業に使用するために所有されている土地や家屋以外の、構築物、機械、運搬具、器具及び備品などの事業用資産をいいます。法人税、所得税の所得の算定にあたって、損金または経費として減価償却費を計上している方は、申告が必要な償却資産を所有している場合があります。

(固定資産税の対象となる家屋や、自動車税、軽自動車税の対象となるものは除きます)

償却資産の例

広告看板、レジスター、ビニールハウス、農機具類、門などの外構工事、駐車場の舗装路面、発電出力10kw以上の太陽光発電設備など。



※上記のような事業用の償却資産を所有している事業者の皆さんは、毎年1月1日現在の所有状況を、その資産の所在する市町村に申告することになっています。

●申告方法について

様式が定められていますので、今年度初めて申告される方は住民財務課 税務係へご連絡の上、所定の様式により申告をお願いします。また、事業を営んでいる方で償却資産申告書がお手元に届いていない方はお手数ですがご連絡ください。申告書をお送りしますので、同封された申告の手引き『固定資産税(償却資産)の申告について』を参考に申告をお願いします。

●マイナンバー(個人番号・法人番号)について

償却資産申告書にマイナンバーの記載が必要になります。また個人番号を記入した申告書を提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認・身元確認・代理権確認)を実施させていただきます。郵送による提出の場合は、確認書類のコピーを添付してください。

●申告期限

法定の納期限は1月31日(水)ですが、事務処理の都合上、下記期日までの提出にご協力をお願いします。

期日:1月22日(月)

※所有されている資産に変更がない場合も申告をお願いします。また、免税点未満になるかどうかは、課税標準額を算出した結果によって判断しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。(郵送による提出も可能です)

住民財務課 税務係 79-7923(直通)

農家のみなさんへ

平成30年産以降の米政策

平成30年度の国の米政策から、行政による生産数量目標配分及び、米の直接支払交付金(7,500円/10a)が廃止になります。原村農業再生協議会から今後の米政策と制度についてお知らせします。

●制度の廃止と今後

○行政による生産数量目標配分の廃止

➡ **米の生産数量目標配分は今後、「目安値」として提示されます**

引き続き、米の適正生産を進めるため、全国の需要動向等を踏まえ、生産数量目標に代わる「目安値」を算定し、お知らせします。



○米の直接支払交付金(7,500円/10a)の廃止

➡ **転作助成金は継続されます**

米の直接支払交付金のみ廃止になるため、水田活用の直接支払交付金は継続します。(詳しくは、米政策Q&Aをご覧ください)

●米政策Q&A

Q1:平成30年産から米の生産数量目標配分が廃止になるので、これからは米を作りたいだけ作れますか?

A1:**主食用米を際限なく生産することは難しい状況です。**

国は、平成30年産以降も米の需給を均衡させ、米価の大幅な下落を防ぐため、主食用米の需要に見合った適正生産を推進します。従って生産数量目標配分は廃止になりますが、引き続き県及び地域の農業再生協議会が中心となり需要に見合った主食用米の需給調整に取り組んでいきます。このため、生産数量目標に代わる「目安値」を県・地域の協議会が算定し、生産者にお知らせし、地域での適正生産を推進していきます。

Q2:平成30年産から米の直接支払交付金(7,500円/10a)が廃止になるということですが、転作助成金(水田に野菜、花き、えん麦、そばなどを作付けし販売した場合に支払われる助成金)も廃止になるのでしょうか?

A2:**平成30年産以降も転作助成金(水田活用の直接支払交付金)は継続します。**

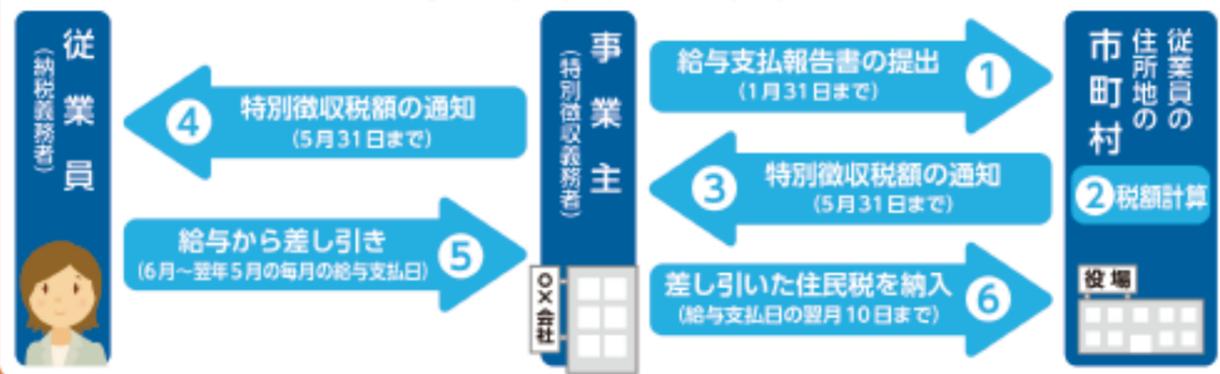
廃止となるのは米の直接支払交付金のみです。

村農業再生協議会では、長野県農業再生協議会と連携し、引き続き需要に見合った主食用米の需給調整に取り組んでいきます。

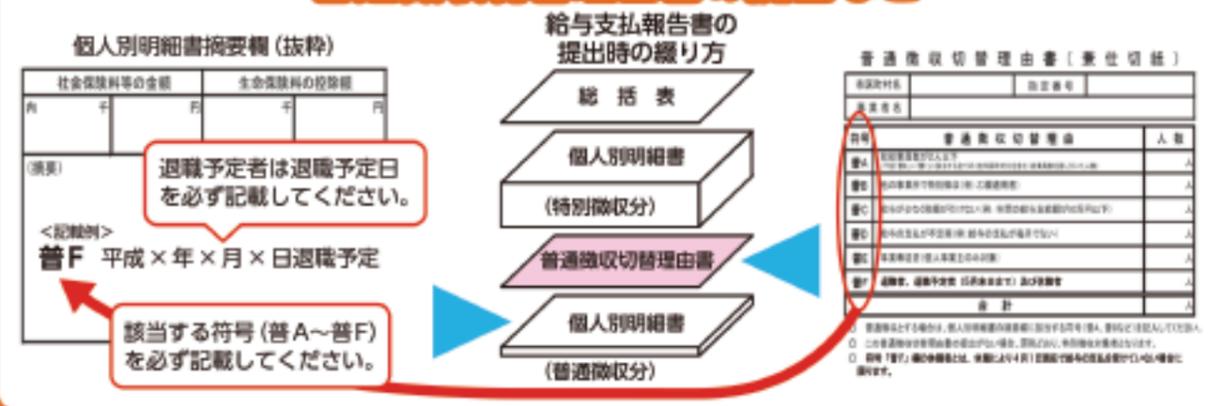
主食用米の適正生産にしっかりと取り組むとともに、水稻+αの複合経営など、将来を見据えた経営内容の再検討と実践により所得確保と経営発展につなげましょう。

原村農業再生協議会 事務局(農林課 農政係) 79-7931(直通)

特別徴収制度の仕組み



普通徴収切替理由書の提出など



個人住民税の特別徴収Q&A

- Q** 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今になって特別徴収をしないといけないのですか？
- A** 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)の方は、地方税法第321条の4及び各市町村の条例により、従業員の方の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。特に法律改正が行われたわけではなく、これまででも特別徴収をしていただく必要がありました。地方税法に沿った適切な課税と納付を行うために必要なことですので、御理解をお願いします。
- Q** 特別徴収は手間がかかりそう。従業員も少なく、対応する余裕がないのですが…
- A** 市町村が個人住民税の税額計算を行い、従業員ごとの税額を事業主(給与支払者)へお知らせしますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。なお、従業員が常時10人未満の事業所は、従業員がお住まいの市町村に申請書を提出し、承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができます。(納期の特例)
- Q** 特別徴収をすることで、従業員にどのようなメリットがあるのですか？
- A** 従業員が納税の度に金融機関等の窓口へ出向く手間が省けます。また、納め忘れがなくなるほか、12か月に分割して毎月の給与から差し引かれますので、年4回で納税する普通徴収と比べて、従業員の1回あたりの納税額は少なくなります。

問い合わせ先

この取組に関すること(長野県)	
企画振興部市町村課	026-235-7068
総務部税務課	026-235-7048
総務部税務課県税徴収対策室	026-235-7050

特別徴収の具体的な手続きに関すること	
従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課	
詳しくは、長野県ホームページをご覧ください。	

長野県 特別徴収 検索

給与支払報告書などの提出は電子申告をご利用ください。



長野県と県内全77市町村からの大切なお知らせ

平成30年度から 原則すべての事業主の皆様に 従業員の個人住民税を特別徴収 していただきます



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

個人住民税の特別徴収とは？

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市町村に納入する制度で、法律で義務づけられています。

特別徴収義務者に指定する対象者



所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)

平成30年度から、全県一斉に原則として所得税の源泉徴収義務があるすべての事業主(給与支払者)を個人住民税の特別徴収義務者に指定[特別徴収税額を通知]し、特別徴収を徹底します。

長野県と県内全77市町村で取り組んでいます。

例外として特別徴収を行わないことができる場合

- 前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている方は、パートやアルバイトの方などを含め、すべての方が特別徴収の対象となります。
- ただし、次の理由(普A～普F)に該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができます。
- この場合、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を提出していただくとともに、給与支払報告書個人別明細書の「摘要欄」に該当理由の符号(普A～普F)を記載することにより、該当者をお知らせいただく必要があります。^{※1}

※1 普通徴収切替理由書の提出と摘要欄への符号の記載は、平成30年度課税分の給与支払報告書(平成30年1月末提出期限)からの適用です。

普A 総従業員数 ^{※2} が2人以下の事業所
普B 他の事業所で特別徴収されている(例:乙欄適用者)
普C 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
普D 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F 退職者、退職予定者(5月末日まで)、4月1日に給与の支払を受けていない休職者

※2 事業所全体の従業員の数で、上記「普B」～「普F」の理由に該当して普通徴収とする対象者(他市区町村分を含む。)を除いた従業員数。

長野県・県内全77市町村